

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（通所系）

- ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、
介護事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

①情報共有・報告

- 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- 管理者等、事業所内（事業継続の判断）
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- ケアマネジャー（代替サービスの検討）
- 医師（主治医等）
- 家族等

②消毒・清掃（利用した部屋や車両等）

- 手袋を着用し、消毒用エタノール液で清拭、または、
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害・危険）
- 送迎車の換気

③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

- 同室者または数分間の接触（2メートル以内）があった者
- 感染の防護なしで介護していた者（お互いマスクしていれば、感染低リスク）
- 痰、体液、排泄物等の汚染物質（ティッシュやタオル等）に触れた可能性の高い者

④濃厚接触が疑われる利用者への対応

- 自宅で待機（短期入所利用の場合は入所系と同様に対応）
- 在宅での必要なサービスの確保（居宅介護支援事業所等と連携）
- 自宅待機時の注意事項（次頁）を確認

⑤濃厚接触が疑われる職員への対応（PCR 検査等）

- 発熱等の症状がある場合：自宅待機（保健所の指示に従う）
- 発熱等の症状がない場合：保健所と相談

⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 面会者
- 業者

【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償等の検討）
- 利用者と職員全員の PCR 検査（保健所の指示による）
- 家族への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生材料の確保（マスク、ガウン、手袋、消毒液等）
- 事業継続の判断
- 代替サービスの検討
- 区市町村及び東京都への事故報告書提出

【自宅待機時の注意事項】

1. 感染疑い者と同居者の部屋を分ける
2. 世話をする人は限定する
3. 家族全員がマスク着用
4. こまめに手洗い・うがい
5. 日中はできるだけ換気
6. 共用部分を消毒
7. 汚れたリネン、衣類を洗濯する
8. ゴミは密閉して捨てる

【参考】

- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日事務連絡）
- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
- 厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
- 厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
- 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版改訂版 ver.2.1）
- 日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）
- 日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020年3月10日）